

若年者の在宅ターミナルケア支援事業

太子町では、若年層のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成(償還払)し、患者さんとその家族の負担を軽減します。

対象者

以下すべてに該当される方

- 18歳以上 40歳未満の太子町内に在住している方
※20歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用している方は除きます。
- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援および介護が必要な方
(医師から末期がんと診断された方)
※所得制限はありません。

サービス内容

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。
 - ・身体介護(食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬などの介助)
 - ・生活援助(調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキングなどの介助)
 - ・通院、外出介助
- 福祉用具貸与
車いす(付属品含む)、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すりスロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置
- 日常生活上の相談・助言など



サービス利用料と利用者負担、利用回数

- 1か月あたりのサービス利用上限額は6万円
- サービス利用料の9割相当額を助成します。
※いったんは、全額を負担していただきます。
- 訪問介護サービス利用料の助成は週3回まで

<申請窓口・お問合せ先>

〒671-1553 太子町老原 102-1 (保健福祉会館)

太子町生活福祉部さわやか健康課

TEL 079-276-6630 FAX 079-276-6631

太子町若年ターミナル

検索



申請の流れ

1. 利用申請

申請書と主治医意見書をさわやか健康課に提出してください（郵送可）。

〈提出書類〉

① 若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書

② 主治医意見書

※ 主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。

2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を郵送します。

3. 訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4. サービス利用料の支払い

介護サービス事業者で請求された額をいったん支払い、領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された明細書を必ず発行してもらってください。

5. サービス利用料の請求

請求書と領収書・利用明細書をさわやか健康課へ提出してください（郵送可）。

〈提出書類〉

① 若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書

② サービス利用をうけた事業所の領収書

③ サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された明細書

※請求金額は、サービス利用料から自己負担分（1割相当額）を除いた額を請求してください。

※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

6. 審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

がんに関する相談窓口

療養中には、病気の状態や体調に応じて、生活する上でいろいろな困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょう。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。相談の内容に応じて、専門医やがん詳しい看護師（専門看護師、認定看護師）、薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えているところもあります。

他の病院で診療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

『がん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧（国・県指定）』（兵庫県立がんセンターおよび町近隣）

医療機関名	TEL	医療機関名	TEL
兵庫県立がんセンター	078-929-2967（直通）	姫路赤十字病院	079-299-0037（直通）
独立行政法人国立病院 機構姫路医療センター	079-225-3211（代表）	兵庫県立加古川医療セン ター	079-497-7000（代表）
赤穂市民病院	0791-43-8734（直通）	加古川中央市民病院	079-451-3645（直通）
兵庫県立はりま姫路総 合医療センター	079-289-5080（代表）		

